

市県民税申告書 記載例(1)

収入がある場合

●栗東太郎さんの市県民税申告書の記載例

《本人の収入》

- ・給 与…〇〇産業㈱から2,765,831円
- ・年 金…日本年金機構から2,081,360円
企業年金連合会から25,100円
- ・農 業…収入額280,000円、必要経費230,000円
- ・個人年金…〇〇生命保険から200,000円
(掛金相当額180,000円)

《家族構成、及びその収入など》

- 本 人 太郎 昭和32年1月21日生
妻 花子 昭和35年5月7日生
(給与収入1,738,200円)
子 春雄 昭和62年3月1日生
(収入なし/傷病療養中)
子の妻 千秋 平成2年10月23日生
(給与収入1,058,000円)
子の子 冬美 平成25年1月8日生
療育手帳B
母 夏江 昭和6年7月12日生
(年金収入798,000円)
身体障害者手帳1級
草津市△△町の介護施設に入居

※以上のうち、太郎が千秋を除く4名を扶養している

《控除対象になる支払いなど》

- 医療費…年間支払額276,150円
高額療養費還付額18,000円
社会保険(給与分)…352,651円
国民年金保険料…194,960円
生命保険料(旧制度)…115,000円
個人年金保険料(旧制度)…36,013円
個人年金保険料(新制度)…17,053円
介護医療保険料…24,905円
地震保険料…46,537円

《収入、所得の記入》

- 農業所得=収入額-必要経費
=280,000-230,000=50,000円
表面7、表面イ・②
- 雑所得は、公的年金所得とその他雑所得の計
(1) 公的年金所得は「書き方」の速算表で計算
収入額=2,081,360+25,100=2,106,460
65歳以上なので、所得は
2,106,460-1,100,000=1,006,460円
表面キ・⑦
- (2) その他の雑所得=収入額-必要経費
=200,000-180,000=20,000円
表面9、表面ケ・⑨
- 給与所得は「書き方」の速算表で計算
2,765,831÷4,000=691(小数点以下切捨て)
691×2,800-80,000=1,854,800円
給与所得と公的年金所得との調整
給与所得、公的年金所得とも10万円以上なので
給与所得から10万円を差し引く
1,854,800-100,000=1,754,800円
表面6、表面カ・⑥

○雑所得の合計⑩、所得金額合計⑫を記入

《所得から差し引かれる金額の記入》

- 左欄に内訳等、右欄に控除額を記載します
○社会保険料控除=支払額
給与分…352,651円
国民年金保険料…194,960円
合 計 547,611円 表面⑬
- 生命保険料控除=「書き方」の計算表で算出
一般生命保険(旧) 115,000円→35,000円
個人年金保険
(旧制度) 36,013円÷2+7,500=25,507
(新制度) 17,053円÷2+6,000=14,527
(旧+新) 40,034円→上限28,000円
介護医療保険24,905円÷2+6,000=18,453円
合 計 81,453円→上限70,000円 表面⑭

○地震保険控除=「書き方」の計算表で算出

地震保険 46,537円÷2=23,269円 表面⑮

○障害者控除…夏江は特別障害、冬美はその他障害

300,000+260,000=560,000円 表面⑯

○配偶者・配偶者特別控除

花子の所得が1,141,600円なので、

(給与なので「書き方」の計算表を用いて計算)

配偶者特別控除を適用 210,000円

適用される控除に対応して表面⑰⑱

○扶養控除…一般1人、老人1人なので

330,000+380,000=710,000円 表面⑲

○基礎控除…合計所得の階層により430,000円

表面㉑

○医療費控除=支払額-補填額

=「⑫の5%」と「10万円」の小さいほうの金額

(⑫が200万円未満のときは⑫の5%、200万円以上のときは10万円になります)

=276,150-18,000-100,000=158,150円 表面㉒

○控除金額の小計㉓、合計㉔を計算して記入

《市県民税・市県民税の納税方法の記入》

給与所得以外の所得に対する市県民税の徴収方法→

希望する方法の欄にチェック

令和7年度 市県民税・県民税(国民健康保険税) 申告書
(住所・氏名等の欄は省略)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	源泉徴収票のとおり	352,651		
	国民年金保険料	194,960		
	合 計			547,611
15 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	115,000
	新個人年金保険料の計	17,053	旧個人年金保険料の計	36,013
	介護医療保険料の計	24,905		
16 地震保険料控除	地震保険料の計	46,537	旧長期地震保険料の計	
17~19 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	17 ☐ 寡婦控除 18 ☐ ひとり親控除 19 ☐ 勤労学生控除	20 ☐ 障害者控除		
20 障害者控除	1 氏名 栗 東 夏 江	障害の程度	身体障害Ⅰ級(度)	
	2 氏名 栗 東 冬 美	障害の程度	療育B級(度)	
21~22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者控除	配偶者 氏名 栗 東 花 子	生年月日 西暦 大 平 35・5・7	配偶者の合計所得金額	1,141,600
	個人番号 1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6			
23 扶養控除	1 氏名 栗 東 春 雄	生年月日 西暦 大 平 62・3・1	控除額	33万円
	2 氏名 栗 東 夏 江	生年月日 西暦 大 平 6・7・12	控除額	38万円
	3 氏名 栗 東 冬 美	生年月日 西暦 大 平 25・1・8	控除額	71万円
	4 氏名 栗 東 花 子	生年月日 西暦 大 平 35・5・7	控除額	1,141,600円
16 未成年の扶養親族	1 氏名 栗 東 冬 美	生年月日 西暦 大 平 25・1・8	控除額	71万円
	2 氏名 栗 東 花 子	生年月日 西暦 大 平 35・5・7	控除額	1,141,600円
	3 氏名 栗 東 春 雄	生年月日 西暦 大 平 62・3・1	控除額	33万円
	4 氏名 栗 東 夏 江	生年月日 西暦 大 平 6・7・12	控除額	38万円
24 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額	
25 医療費控除	支払った医療費等	276,150	保険金などで補てんされる金額	18,000

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、右の4の「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

○所得がなかった方の記入欄

1. 次の者に扶養されていた。(仕送りを受けていた場合を含む。)

氏名 続柄

(別住所の場合、その住所)

2. 学生であった。(学校名:)

3. 傷病者や遺族の年金を受けていた。遺族年金・障害者年金・その他()

4. 失業・生活保護・疾病()年()月から()

5. その他()

裏 該当欄のみ

6 給与所得の内訳

「収入金額計」(a又はb、両方あるときはa+b)を表面カへ

	支払者(名称または雇用主名)	収入金額	支払者(名称または雇用主名)	収入金額
1	〇〇産業㈱	2,765,831	3	
2			収入金額計(a)	2,765,831

営業所得、農業所得、不動産所得のある方は、別に「収支内訳書」を作成し、提出してください。

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業		280,000	230,000	

種 目	所得の生ずる場所(支払者名)	収入金額	必要経費
個人年金	〇〇生命保険	200,000	180,000

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所
1 栗 東 夏 江	草津市△△町〇〇〇番地の〇〇

栗東市内、市外を問わず、別住所の場合は必ず記入してください。

扶養・障害者控除の内訳など

	扶養控除	障害者控除
春雄	一般扶養→33万円	—
夏江	老人扶養→38万円	身障Ⅰ級=特別障害→30万円
	※施設入所なので「同居老親」「同居特障」非該当	非同居なので表面12に住所を記載
冬美	年少扶養(控除額なし)	療育B=その他障害→26万円
	扶養控除として控除額は無いが16歳未満欄に記載	
控除計	71万円	56万円

※申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族欄の「個人番号」欄には、それぞれの「マイナンバー」を記入してください。

記載例にない所得や控除項目については、「書き方」を参考にしてください。

収入が無い場合

②学生であった。(学校名: ○○大学)

3. 傷病者や遺族の年金を受けていた。遺族年金・障害者年金・その他 ()

4. 失業・生活保護・疾病 (年 月 から)

5. その他 ()

学生であった場合、学校名を記入する。
非課税の年金を受けている場合、年金の種別に○をつける。
失業などの場合、該当に○、いつから記入する。
1～4に当てはまらない場合、生活資金をどうしているか記入する。

☎520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所税務課 市民税係 電話 (077) 551-0106 (直通)